

野々市市耐震改修促進計画

平成 29 年 3 月



野々市市

目 次



1 章 計画の概要と耐震化の必要性

1-1	計画改定の背景	1
1-2	耐震改修促進計画の概要	2
1-3	想定される地震	4
1-4	耐震化の必要性	11



2 章 耐震化の現状と目標

2-1	住宅の耐震化の現状と目標	14
2-2	多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標	15



3 章 耐震化への取り組み

3-1	耐震化の方針	17
3-2	耐震化の支援制度	18
3-3	耐震化の相談体制	19
3-4	耐震化の啓発及び知識の普及	20

1章

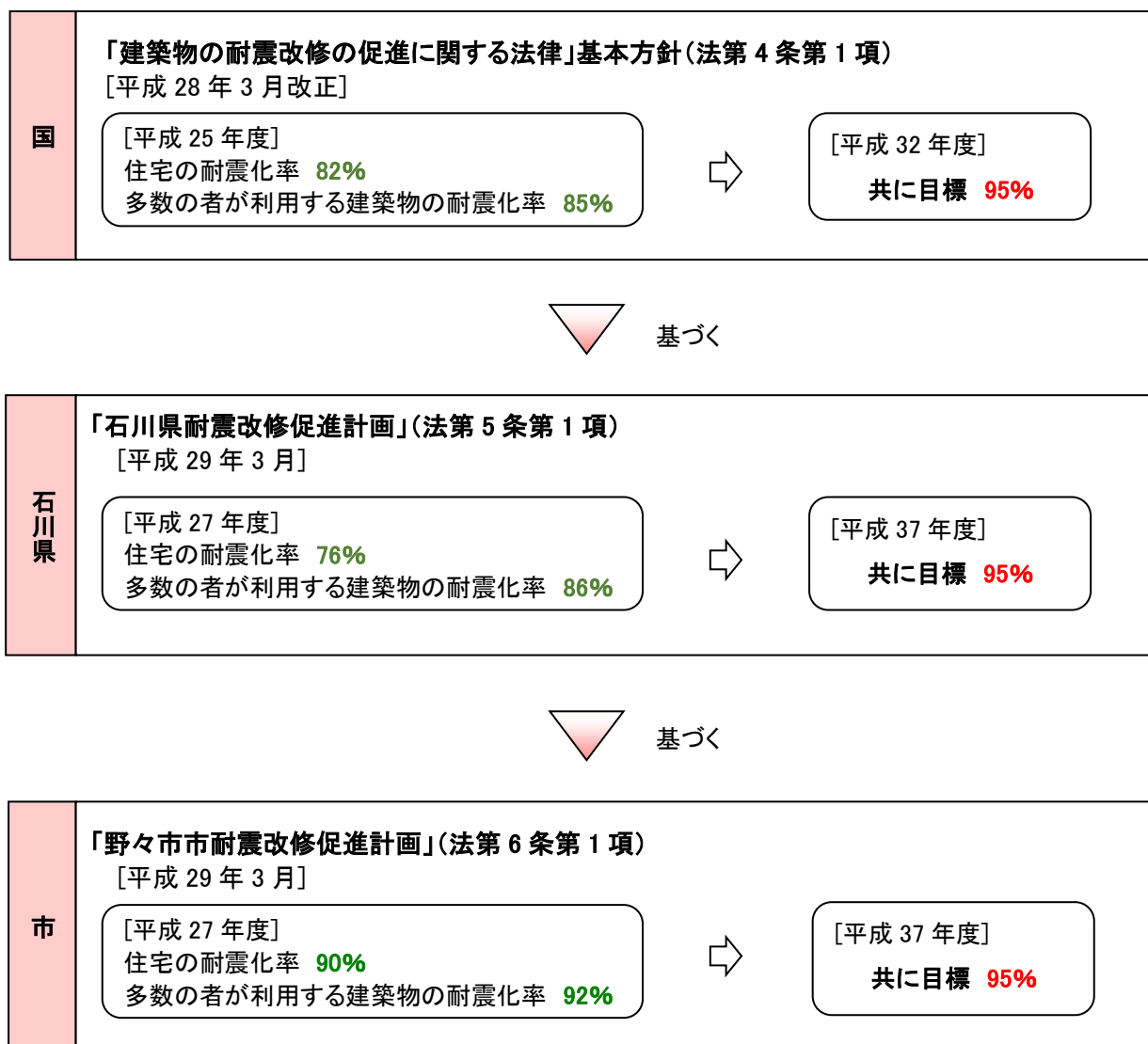
計画の概要と耐震化の必要性

1-1 計画改定の背景

平成 18 年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正を受け、石川県と本市は耐震改修促進計画を策定し、平成 27 年度末までに住宅における耐震化率の目標を 90%に、特定建築物における耐震化率の目標を 100%に掲げ、耐震化を促進してきました。

その後、平成 25 年に大規模な地震の発生に備え、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施義務や、耐震改修計画の認定基準の緩和措置を講ずるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 25 年 11 月改正)」が改正されました。

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 25 年 11 月改正)」や「石川県耐震改修促進計画(平成 29 年 3 月)」の内容を踏まえ、平成 19 年度に策定した「野々市町耐震改修促進計画」の改定を行うものです。



1-2 耐震改修促進計画の概要

1) 計画の目的

本計画は、市内の住宅・多数の者が利用する建築物^{※1}の耐震化を促進し、地震被害を軽減するものです。

「野々市市耐震改修促進計画」は、市内における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画です。



2) 計画の対象期間

本計画は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を対象に、耐震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。

なお、必要に応じ計画の進捗状況等と合わせて検証し、目標や計画内容を見直すこととします。また、それ以外にも制度の見直しや大規模な災害の発生等により、必要に応じて、見直すこととします。

3) 耐震化を促進する建築物

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物(耐震強度が不足する建築物)を対象に、耐震化を促進します。

① 住宅 及び 共同住宅

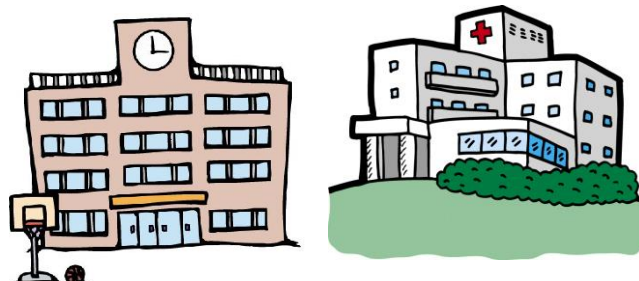
阪神・淡路大震災では、死者数の約9割が住宅の倒壊等によるものでした。生命、財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。



② 多数の者が利用する建築物

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物や公共建築物について、耐震化を促進します。

※詳細は次頁参照



※1 多数の者が利用する建築物:建築物の耐震改修の促進に関する法律(法第 14 条第 1 号に掲げる建築物)

▼ 多数の者が利用する建築物一覧 (耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物)

用 途		多数の者が利用する建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		

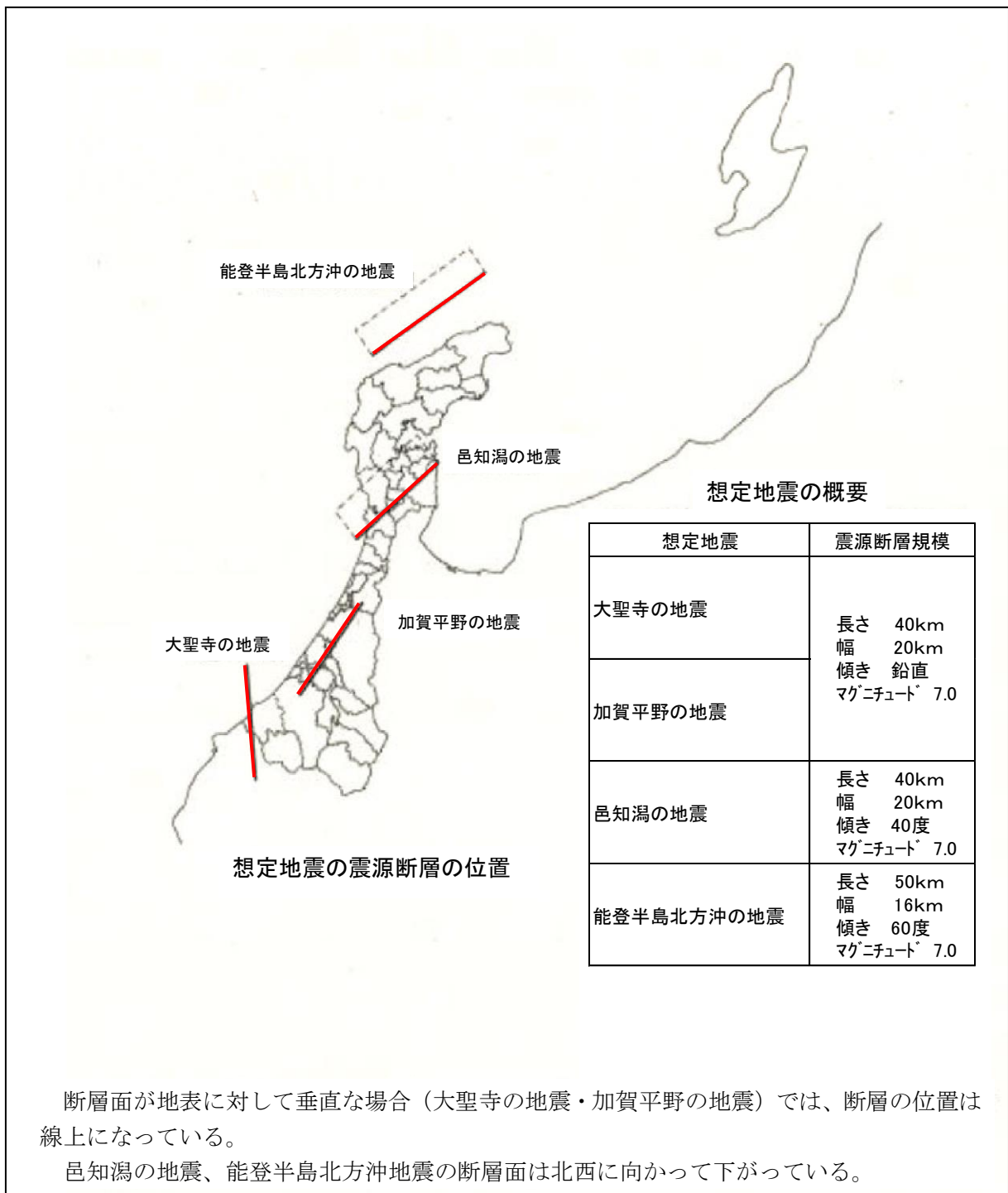
1-3 想定される地震

1) 想定される地震

石川県の実施した「地震被害想定調査」では、大聖寺、加賀平野、邑知潟及び能登半島北方沖の4つの地震を想定しています。

このうち、野々市市に被害影響があるとされているのは、大聖寺の地震、邑知潟の地震、加賀平野の地震の想定地震で、加賀平野の地震では最も大きな被害が想定されています。

▼ 想定される地震



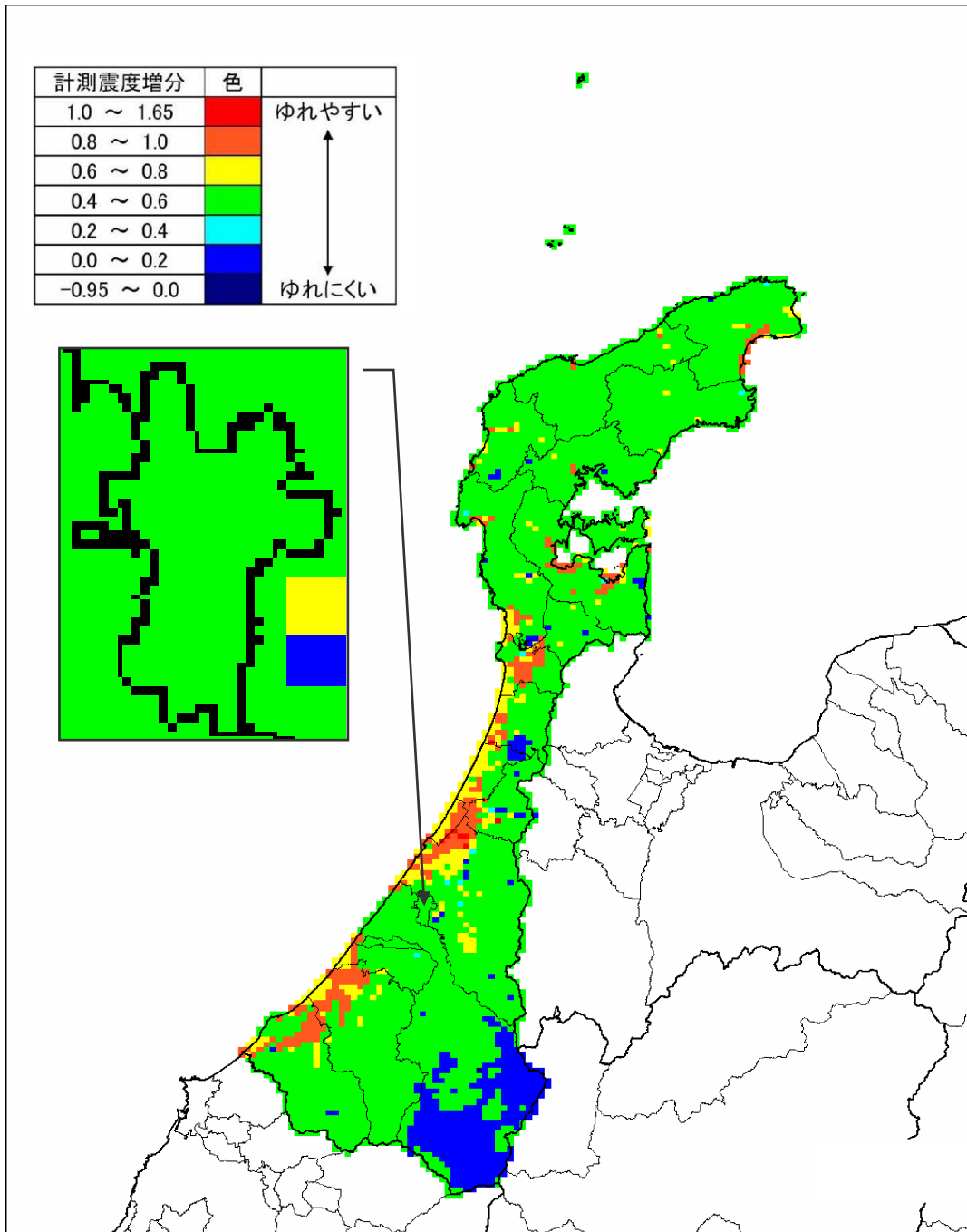
(出典: 石川県地域防災計画)

2)地盤のゆれやすさ

中央防災会議^{※1}が行ってきた震度分布の推計等の結果を用いて、内閣府が「表層地盤のゆれやすさマップ^{※2}」を作成し、公表しています。

このマップによれば、野々市市全体で0.4～0.6の平均的な値を示しています。

▼ 表層地盤ゆれやすさマップ(平成 17 年 10 月公表)



(出典:内閣府防災担当ホームページ <http://www.bousai.go.jp>)

※1 中央防災会議: 内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

※2 表層地盤のゆれやすさマップ: 地表でのゆれの強さは、表層地盤の柔らかさの程度により決まるものであり、この図面は、各地の平均よりもやわらかい地盤に対して、地表でのゆれが深部(工学的基盤)でのゆれに対して大きくなる割合(計測震度増分)を示したものの。

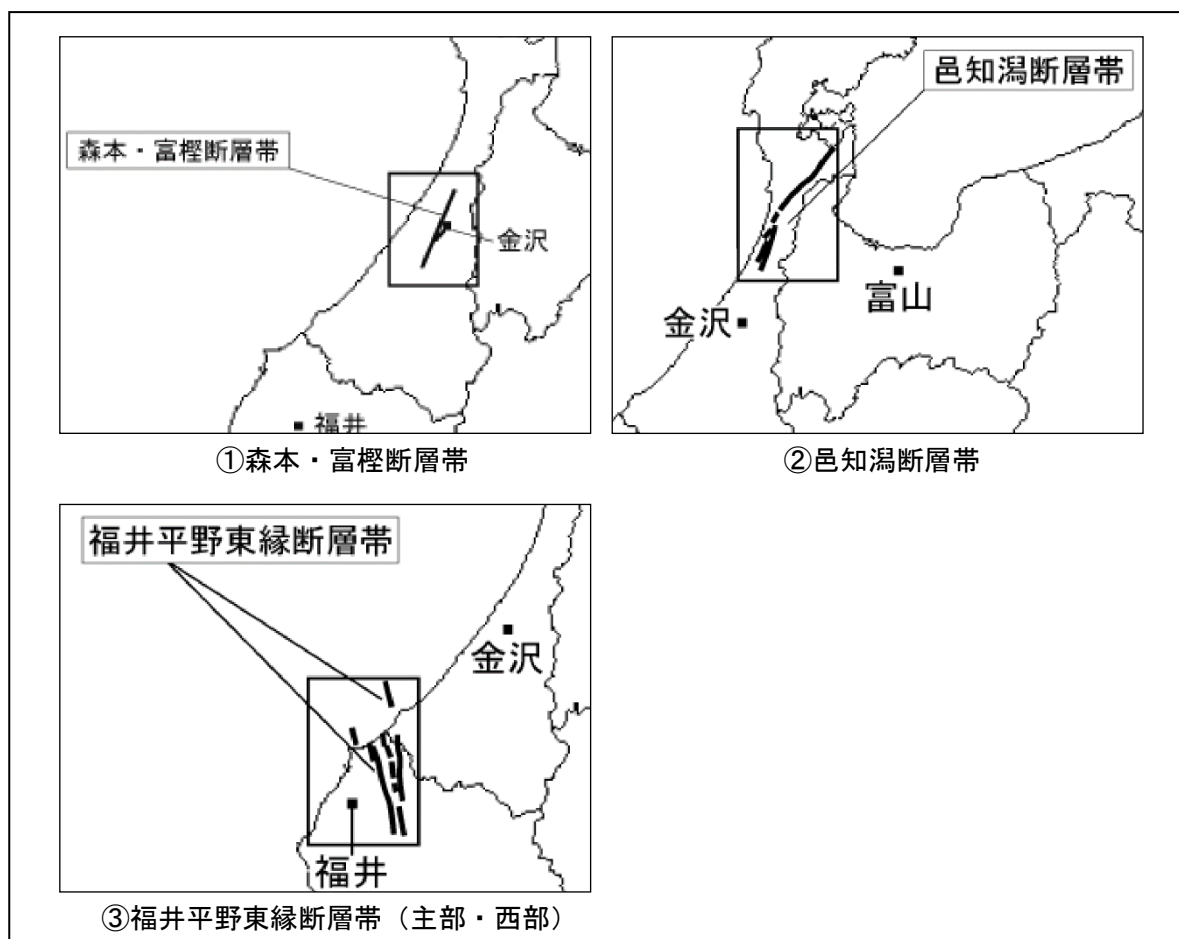
3)石川県周辺の主な断層帯

県周辺では、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯、福井平野東縁断層帯(主部)及び(西部)があります。特に、森本・富樫断層帯は、我が国の主な活断層における相対的評価※1が“Sランク”となっており、今後30年間にマグニチュード7.2程度の地震が発生する確率が2～8%と報告されています。

▼ 石川県周辺の主な断層帯

No	断層帯名 (起震断層/活動区分)	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層 における相対的評価 ランク	地震発生確率		
				30年以内	50年以内	100年以内
①	もりもと とがし 森本・富樫断層帯	7.2程度	Sランク	2～8%	3～10%	7～30%
②	おうちがた 邑知潟断層帯	7.6程度	Aランク	2%	3～4%	5～8%
③	ふくいへい やとうえん 福井平野東縁断層帯 (主部)	7.6程度	Zランク	ほぼ0%～ 0.07%	ほぼ0%～ 0.1%	ほぼ0%～ 0.3%
	ふくいへい やとうえん 福井平野東縁断層帯 (西部)	7.1程度	Xランク	不明	不明	不明

(参照：地震本部 HP 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 (2017年1月1日での算定))



(出典：地震本部 HP)

※1 我が国の主な活断層における相対的評価： 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。

4)過去の地震

石川県内に被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりです。

▼県内に被害をもたらした地震とその被害状況(明治以降)

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1891.10.28 (明治 24)	濃尾地震 35.6° 136.6°		8.0	4		全体被害：死者 7,273 人、建物全壊 14 万棟余、半壊 8 万棟余、山崩れ 1 万箇所余 石川県：家屋全壊 25 棟
1892.12. 9 (明治 25)	能登南西部地震 37.1° 136.7°		6.4	4		能登：家屋、土蔵の損壊、11 日にも同程度の地震があり、羽咋郡で死者 1 人、全壊 2 棟
1896. 4. 2 (明治 29)	能登半島 37.5° 137.3°		5.7	1		能登半島：蛸島村で土蔵倒壊 2 棟、家屋損壊 15 棟、禄剛崎灯台破損
1930.10.17 (昭和 5)	大聖寺地震 36.3° 136.3°		6.3	3	3	大聖寺、吉崎、小松付近：砂丘による崖崩れ、亀裂有り、佐美山長さ 150m にわたる崖崩れ、死者片山津 1 人
1933. 9.21 (昭和 8)	七尾湾地震 37.1° 136.8°		6.0	2	4	能登半島：鹿島郡で死者 3 人、家屋倒壊 2 棟、破損 143 棟
1944.12. 7 (昭和 19)	東南海地震 33.8° 136.6°		7.9	3	4	全体被害：静岡、愛知、三重などで被害。死・不明者 1,223 人、住家全壊 17,599 棟など。 石川県：住家全壊 3 棟
1948. 6.28 (昭和 23)	福井地震 36.2° 136.2°		7.1	4	4	全体被害：死者 3,769 人、家屋倒壊 36,186 棟、半壊 11,816 棟、焼失 3,851 棟など。 石川県：大聖寺、塩屋、瀬越、橋立、三木、片山津、南郷：負傷者 453 人、家屋全壊 802 棟、半壊 1,274 棟など
1952. 3. 7 (昭和 27)	大聖寺沖地震 36.5° 136.2°		6.5	3	4	石川、福井両県：死者 7 人、負傷者 8 人、家屋半壊 4 棟、破損 82 棟、焼失 27 棟

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯	東経		金沢	輪島	
1964. 6.16 (昭和 39)	新潟地震 38.4° 139.2°		7.5	2	4	全体被害：死者 26 人、家屋全壊 1,960 棟、半壊 6,640 棟、浸水 15,298 棟、船舶など津波の発生や新潟市内では、地盤の流動がみられた。 石川県：津波により穴水湾を主に床上浸水 4 棟、床下浸水 131 棟、田畑冠水
1983. 5.26 (昭和 58)	日本海中部地震 40.4° 139.1°		7.7	1	3	全体被害：死者 104 人、負傷者 163 人、建物全壊 934 棟、半壊 2,115 棟、流出 52、沈没 255、船流出 451、船破損 1,187 など。 石川県：津波により負傷者 8 人、住家破損 2 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 3 棟
1985.10.18 (昭和 60)	能登半島沖 37.4° 136.6°		5.7	2	4	負傷者 1 人、文教施設 29 棟、被害総額 1,800 万円
1993. 2. 7 (平成 5)	能登半島沖地震 37.4° 137.2°		6.6	4	5	地震の概要：平成5年2月7日、22時27分頃能登半島沖でマグニチュード6.6の地震があり輪島で震度 5 の強震を記録したほか、金沢、富山、高田、伏木でも震度 4 を記録するなど、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、珠洲市を中心に次のような被害が出た。 被害状況：負傷者 29 人、住家全壊 1 棟、住家半壊 20 棟、一部破損 1 棟、非住家 14 棟、道路被害 142 箇所、水道断水 2,355 棟など被害総額約 42 億円
1993. 7.12 (平成 5)	北海道南西沖地震 42.8° 144.4°		7.8		1	全体被害：死不明者 231 人、負傷者 305 人、住家全壊 567 棟、住家半壊 299 棟、一部破損 2,691 棟、被害船舶 1,715 船 など 石川県：輪島市、珠洲市、富来町、津波による船舶被害 24 船

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称 北緯 東経	マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
			金沢	輪島	
1995. 1.17 (平成 7)	兵庫県南部地震 34.6° 135.0°	7.2	3	3	地震の概要：平成7年1月17日、5時46分、兵庫県南部でマグニチュード7.2の地震があり、最大神戸等で震度7を記録したほか、京都等で震度5、大阪等では震度4を記録し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。この地震により、県内では金沢・輪島で震度3を記録した。 全体の被害：死者6,433人、不明3人、負傷者43,792人以上、住家全壊104,906棟、半壊144,274棟と、1900年代では関東大震災に次ぐ地震被害となった。
2000. 6. 7 (平成 12)	石川県西方沖 36.5° 135.3°	6.2	3	4	地震の概要：平成12年6月7日、7時6分、石川県西方沖でマグニチュード6.2の地震があり、小松市で震度5弱を記録したほか、北陸で震度1～4、東北、中部、近畿、中国、四国地方で震度1～3を記録した。
2002.11.17 (平成 14)	石川県加賀地方 36.3° 136.7°	4.7	2	2	石川県河内村直海、吉野谷村町原、尾口村女原で震度4を観測したほか新潟県から京都府にかけてと岐阜・長野県で震度1から3を観測した。この地震による被害は、吉野谷村で一部道路破損1箇所、給水管破損1件、水道断水1棟で、河内村で、非住家一部破損1棟であった。
2007.3.25 (平成 19)	能登半島地震 37.2° 136.7°	6.9	4	6強	地震の概要：平成19年3月25日、9時41分、能登半島沖でマグニチュード6.9の地震があり、能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測したほか、加賀地方でも震度4～3を観測した。 被害状況：死者1人、負傷者：338人、住家全壊686棟、住家半壊1,740棟、一部損壊26,959棟、非住家被害4,484棟

発生年月日 (年 号)	震源地域又は名称		マグニチュード	震 度		被 害 の 概 況
	北緯	東経		金沢	輪島	
2011.3.11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地震 38.1 ° 142.9 °		9.0	3	3	地震の概要：平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震があり、最大震度は宮城県栗原市で 7。東北から関東にかけての東日本一帯に地震と津波による甚大な被害と原発事故をもたらした。石川県での被害はなかった。被害状況：死者行方不明者約 19,000 人、全壊・半壊 39 万戸以上、ピーク時の避難者 40 万人以上など
2016.4.14 (平成 28)	熊本地震(前震) 32.4 ° 130.5 °		6.5 (暫定値)	1		被害状況：死者 98 人、負傷者 2,421 人 住宅全壊：8,198 棟、半壊：29,761 棟 一部損壊：138,102 棟 非住家被害：2,784 棟 (内閣府 H28.9.14 公表資料より)
2016.4.16 (平成 28)	熊本地震(本震) 32.4 ° 130.5 °		7.3 (暫定値)			

※ 「理科年表」(出版:国立天文台 1998)、「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特長<追補版>」
(出版:総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会 平成 11 年 3 月)

(出典:石川県地域防災計画(一部抜粋・追加))

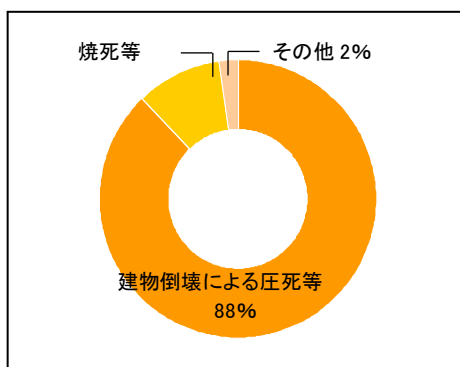
1-4 耐震化の必要性

東海、東南海、南海、首都直下型などの大地震の脅威が切迫し、いつどこで発生するかわからない地震に対して備えておく必要があります。過去の地震被害の多くは建築物の倒壊等によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化を図ることは地震対策を行う上で重要といえます。

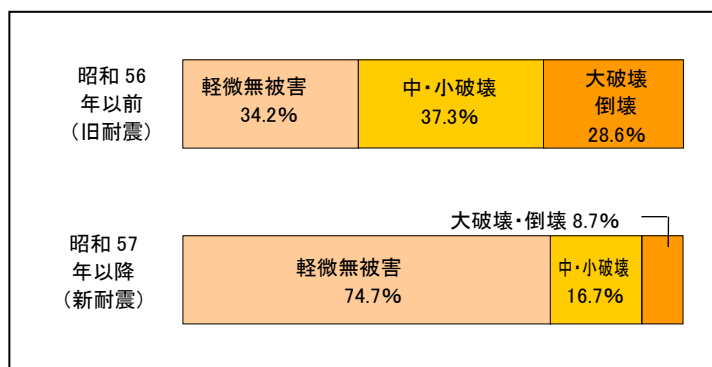
1) 過去に発生した大規模地震の概要

① 阪神・淡路大震災(平成 7 年 1 月 17 日、震度 7)

内陸で発生した直下型地震であり、神戸市を中心とした阪神地域等に甚大な被害をもたらしました。9万棟を超える家屋が全壊し、約5,500人を超える死者が出ました。その被害者の約9割(約4,800人)は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災の発生や避難、救援・消火の妨げ、がれきの発生等により被害の拡大をまねきました。また、昭和56年以前の建築物(旧耐震^{※1}の建築物)に大きな被害が出ていることもわかっています。



(出典:兵庫県警察本部)



(出典:平成7年 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告)

② 能登半島地震(平成 19 年 3 月 25 日、震度 6 強)

能登半島沖を震源に発生し、住家被害は、全壊686棟、半壊1,740棟、一部損壊26,959棟の合わせて29,385棟にのぼり、約2,600人を超える人々が避難所生活を余儀なくされました。

▼ 能登半島地震で倒壊した家屋



※1 旧耐震: 昭和55年に建築基準法における構造規定が改正され、昭和56年6月1日に施行された。その新たな基準で建築されたものを「新耐震(建築物)」、それ以前のを「旧耐震(建築物)」という。本計画では、昭和56年以前に建築された建築物を旧耐震、昭和57年以降に建築された建築物を新耐震として耐震化率を算出している。

③ 東北地方太平洋沖地震（東日本大地震）（平成 23 年 3 月 11 日、最大震度 7）

太平洋三陸沖を震源に発生し、東北から関東にかけて広範囲で強い揺れを観測しました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲い、東日本一帯に甚大な被害をもたらし、死者行方不明者は約 19,000 人、建物の全壊・半壊 39 万戸以上、避難者は 40 万人以上となりました。

▼ 東日本大震災で倒壊した家屋



④ 熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日、4 月 16 日、最大震度 7）

熊本県熊本地方を震源にマグニチュード 6.5 の地震、その後、マグニチュード 7.3 の地震が発生しました。被害状況は死者 98 人、負傷者 2,421 人となっており、住宅全壊は 8,198 棟、半壊 29,761 棟となり、多くの方が避難を余儀なくされました。

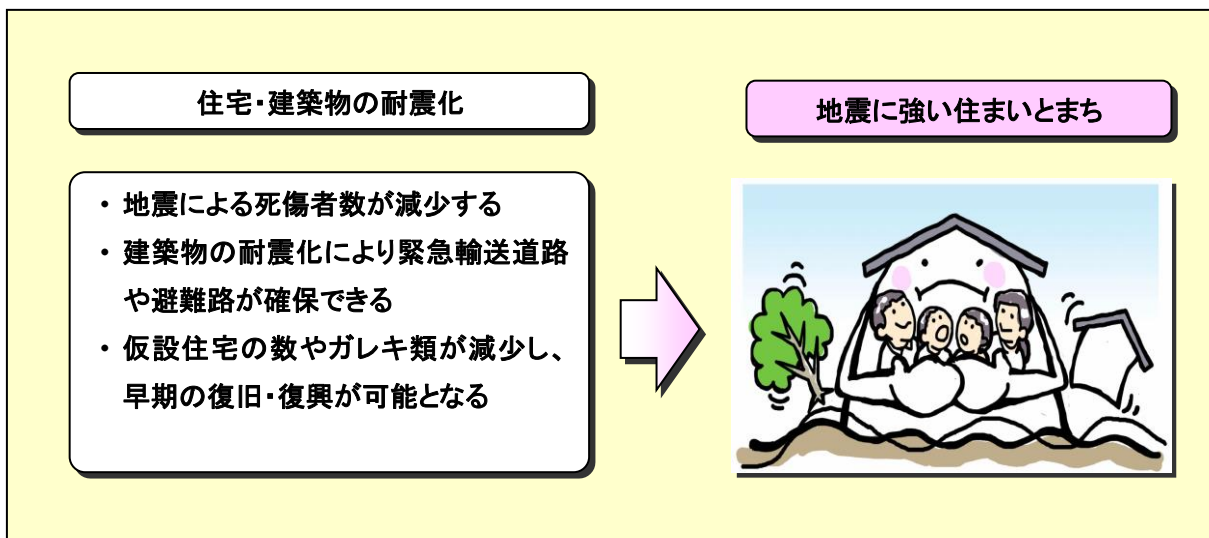
▼ 熊本地震で倒壊した家屋



2)大地震から生命・財産を守るには住宅・建築物の《耐震化》が効果的

地震の発生を阻止したり予想したりすることは難しいですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅・建築物が倒壊することにより、死傷者の発生や延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ(道路が通行できない)などの被害が大きくなることがわかっています。

住宅・建築物を倒壊しないようにすること《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。



2-1 住宅の耐震化の現状と目標

1) 住宅の耐震化の現状

野々市市全体の住宅における現状の耐震化率^{※1}は、平成 27 年度で 90%となっています。

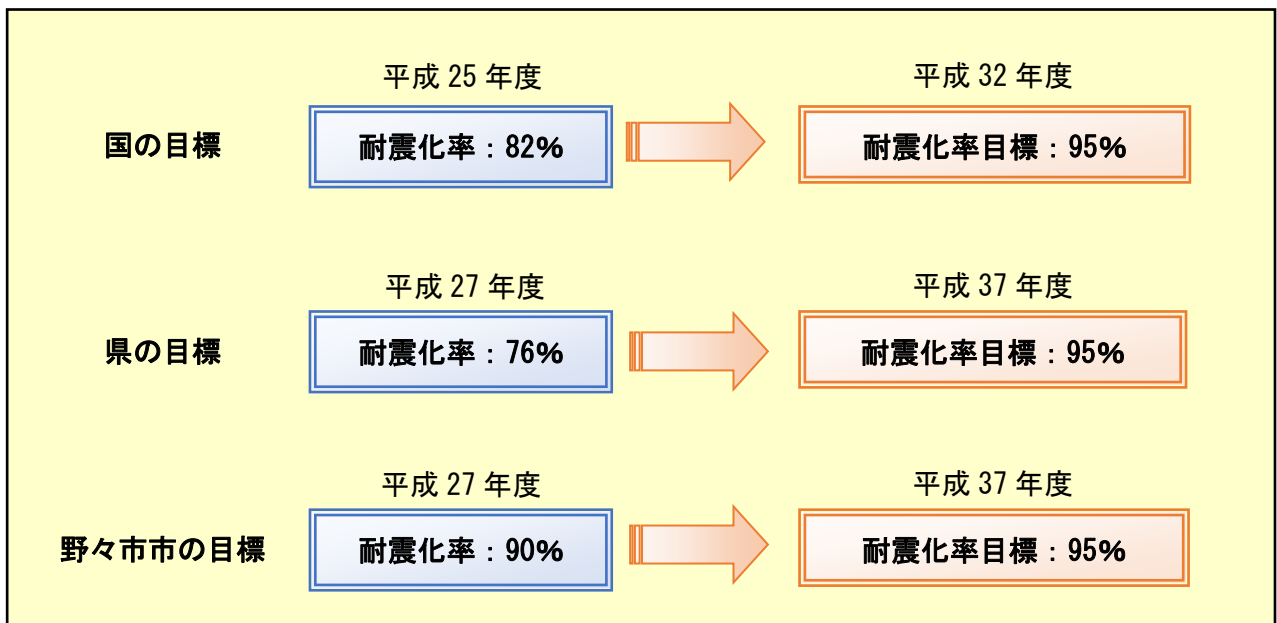
▼ 耐震化率(平成 27 年度)

野々市市	住宅総数 A	耐震性あり ^{※2} B	耐震性なし C	耐震化率 B/A
	12,386	11,129	1,257	90%

2) 住宅の耐震化の目標

国の「建築物の耐震診断及び改修促進を図るため基本的な方針（平成 28 年 3 月 25 日改正 国土交通省 告示第 529 号）」では、平成 25 年度の耐震化率 82%を平成 32 年度に 95%にすることを目標に掲げています。また、県の「石川県耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）」は、平成 27 年度の耐震化率 76%を平成 37 年度に 95%にすることを目標に掲げています。市では、耐震化率の推移と国、県の目標値を踏まえ、平成 37 年度の耐震化率目標を 95%に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。

▼ 住宅の耐震化率の目標



※1 耐震化率 : 耐震性のある建築物数の総建築物数に対する割合。

※2 耐震性あり: 昭和 57 年以降建築(新耐震)された建築物と昭和 56 年以前建築(旧耐震)された建築物のうち耐震性のある建築物。

2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

1) 多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況

市内の多数の者が利用する建築物の総数は 220 棟で、このうち耐震性のあるものは 203 棟となっています。多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成 27 年度で 92%となっています。

▼多数の者が利用する建築物の各用途内訳

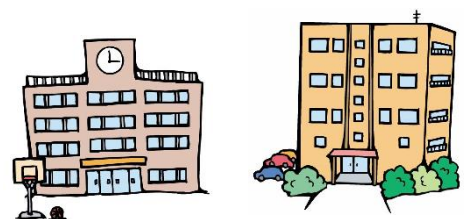
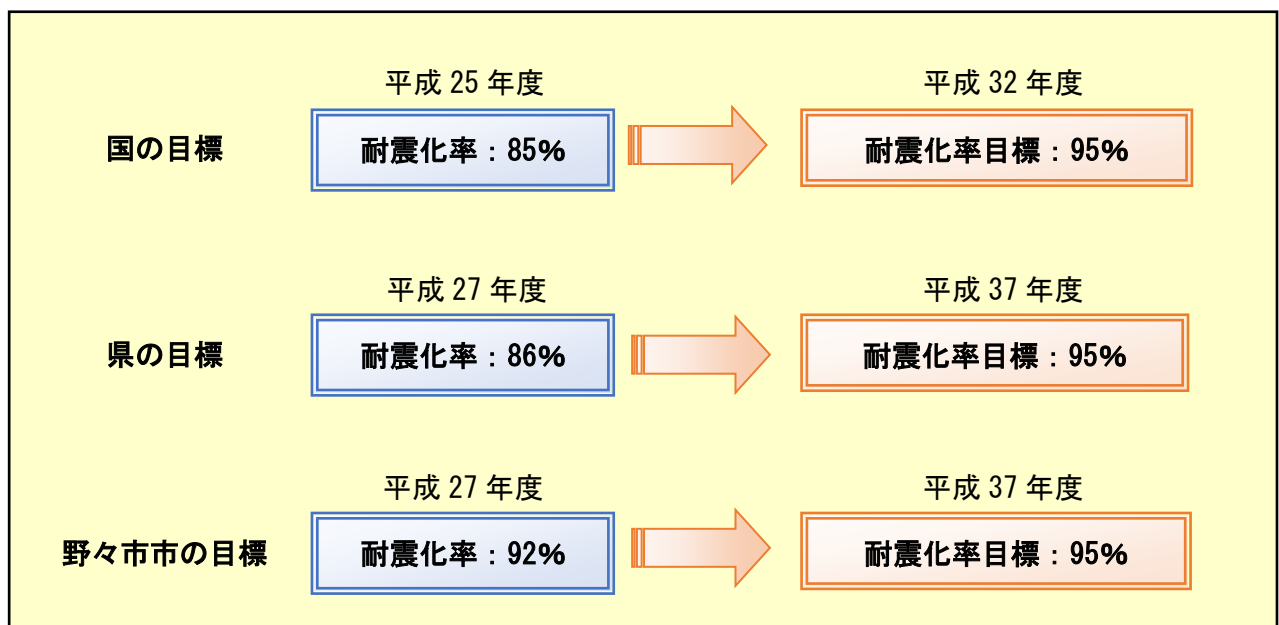
用 途		総棟数 A	耐震性		耐震化率 B/A
			あり B	なし C	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	27	27	0	100%
	上記以外の学校	22	22	0	100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		2	1	1	50%
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		2	2	0	100%
病院、診療所		7	6	1	86%
劇場、観覧場、映画館、演芸場		0	0	0	-
集会場、公会堂		2	1	1	50%
展示場		0	0	0	-
卸売市場		0	0	0	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		8	8	0	100%
ホテル、旅館		1	1	0	100%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		88	82	6	93%
事務所		15	13	2	87%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		15	14	1	93%
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		0	0	0	-
幼稚園、保育所		15	12	3	80%
博物館、美術館、図書館		1	0	1	0%
遊技場		2	2	0	100%
公衆浴場		1	1	0	100%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		0	0	0	-
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		0	0	0	-
工場 （危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		9	8	1	89%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの		0	0	0	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設		2	2	0	100%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		1	1	0	100%
合計		220	203	17	92%

2) 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

国の「建築物の耐震診断及び改修促進を図るため基本的な方針（平成 28 年 3 月 25 日改正 国土交通省 告示第 529 号）」では、平成 25 年度の耐震化率 85%を平成 32 年度に 95%にすることを目標に掲げています。また、県の「石川県耐震改修促進計画(平成 29 年 3 月)」では、平成 27 年度の多数の者が利用する建築物の耐震化率 86%を平成 37 年度までに 95%とする目標掲げています。

市内の多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成 27 年度で 92%となっています。市は、国、県の目標値を踏まえ、平成 37 年度までの耐震化率の目標を 95%に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。

▼多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

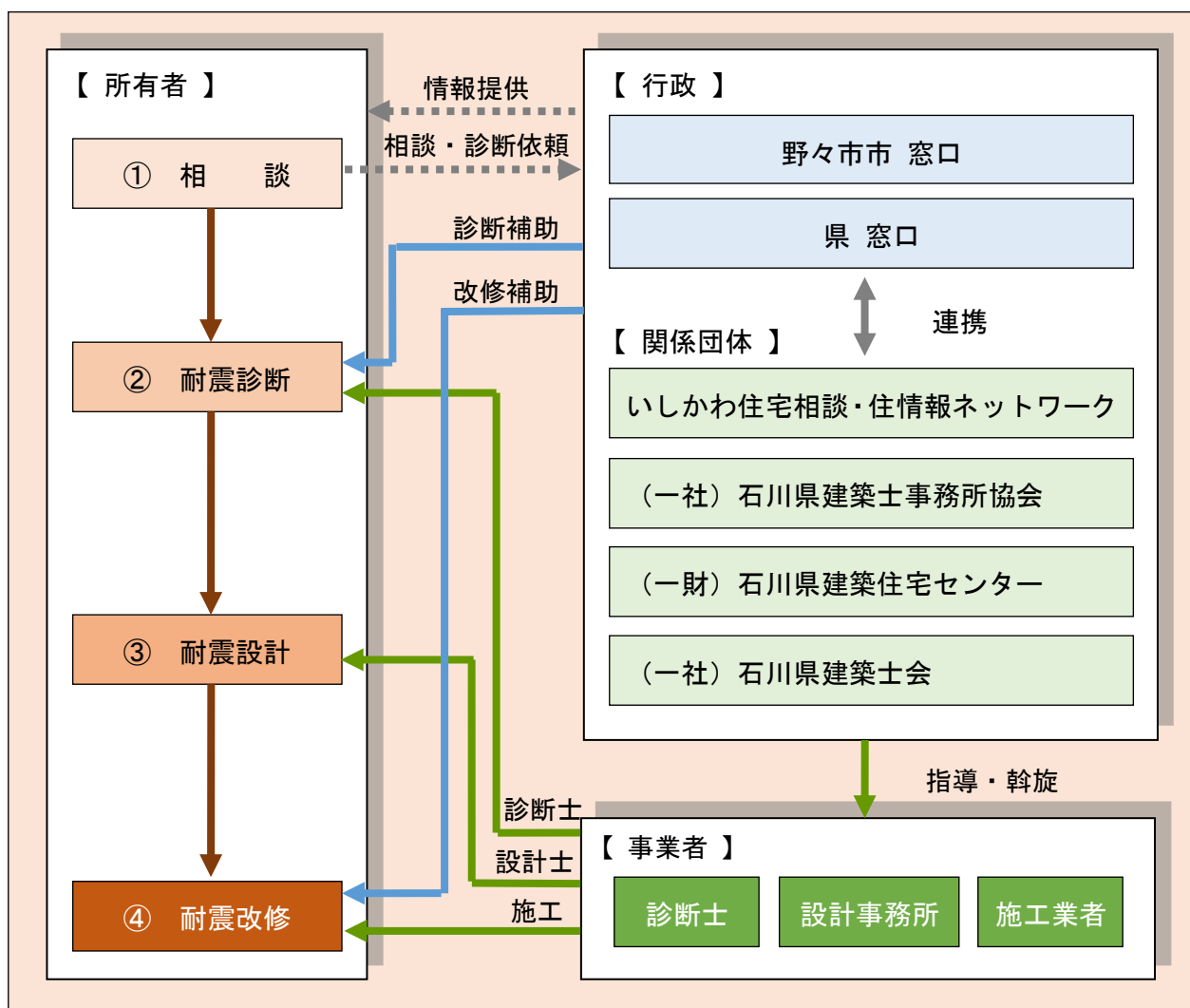


3-1 耐震化の方針

1) 住宅の耐震化

市は、耐震化へ向けて県や関係団体と連携した支援体制づくりを行い、住宅・建築物を所有するみなさまが耐震改修を実施しやすい環境整備を目指します。

▼ 耐震改修の流れと支援体制のイメージ



2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物や公共建築物について、耐震化を促進していきます。

3-2 耐震化の支援制度

1) 耐震診断、耐震改修の補助制度等

市は、耐震性が不足する旧耐震の木造住宅を対象に所有者の費用負担を軽減するための補助制度を設け、地震による木造住宅の倒壊を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に要する費用の補助等を行なっています。

①耐震診断の補助制度

住宅の耐震性が確保されているのかを判断するために実施する耐震診断の費用を一部補助する制度を設けています。

②耐震改修の補助制度

耐震診断の総合評点^{※1}1.0未満(やや危険以下)と判定された住宅を対象とし、総合評点0.7以上となる耐震改修工事を行う所有者に対して、改修工事費の一部を補助する制度を設けています。

③簡易耐震診断事業

地震に対する住宅の安全性の向上を図るために簡易耐震診断事業を実施しています。この診断は、住宅の図面のみで行うことができる簡易的な診断です。

2) その他の支援制度

耐震改修を行った旧耐震の住宅を対象に所得税の控除や固定資産税の減免等を受けられる制度があります。

①所得税の特別控除制度

住宅の耐震改修工事に要した費用の一部について、所得税額の控除を受けることができます。

[詳細情報: 国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html]

②固定資産税の減免制度

一定の耐震改修を行った住宅にかかる固定資産税額の減額が受けられます。

[詳細情報: 国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html]

③住宅金融支援機構による融資制度

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、住宅や賃貸住宅の耐震改修を行う場合に融資を受けることができます。

[詳細情報: (独)住宅金融支援機構 HP <http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/reform.html>]

※1 評点: 次に掲げる評点等のこと。

- ア 一般診断法による上部構造評点
- イ 精密診断法のうち保有耐力診断法による上部構造耐力の評価
- ウ 精密診断法のうち保有水平耐力計算による方法にあっては必要保有水平耐力に対する保有水平耐力の比
- エ 精密診断法のうち限界耐力計算による方法にあっては安全限界変形時の必要耐力と限界耐力の比

3-3 耐震化の相談体制

1)市の窓口強化

住宅等の所有者の耐震化に関する、耐震診断、耐震設計、耐震改修、補助制度及び地震対策等の疑問に対応できるように相談体制をさらに強化していきます。

2)県との連携

石川県建築住宅課と連携し、市と県が情報を共有し、相談が行える体制づくりをさらに強化していきます。

3)いしかわ住宅相談・住情報ネットワークとの連携

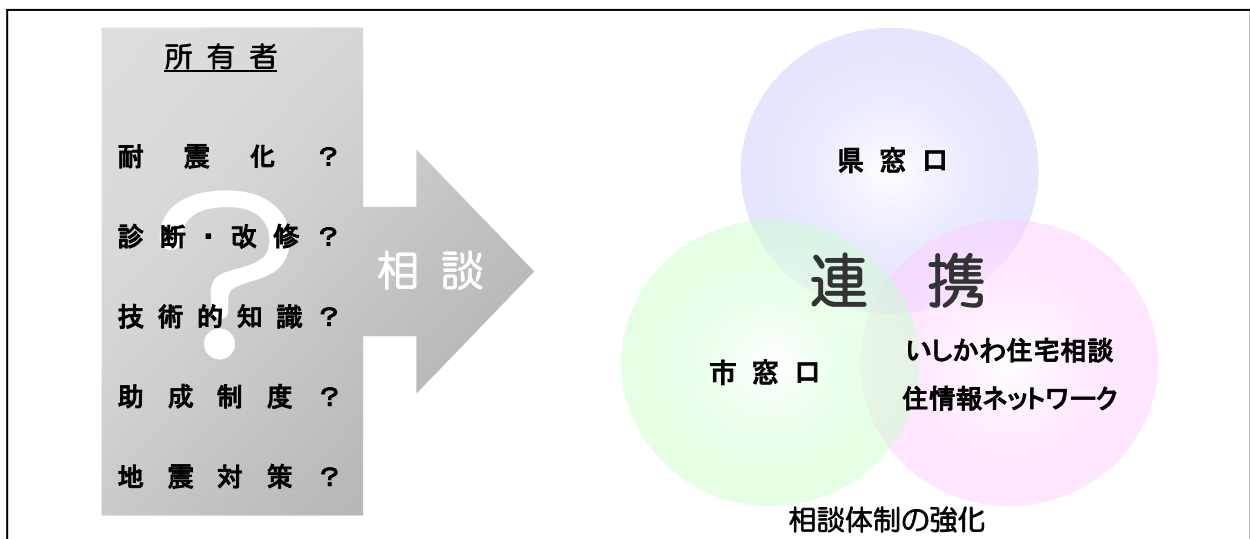
耐震診断及び耐震改修の詳細な相談に対応できるように、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」との連携を行っています。

▼ 「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」

「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」は、県内の住宅相談に迅速で的確な対応を行うこと、並びに総合的な情報収集を行うことを目的として、県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されています。

会 員	(一社)石川県建築士事務所協会	NPO 法人バリアフリー総合研究所
	(一社)石川県建築士会	(一財)石川県建築住宅センター
	(公社)石川県宅地建物取引業協会	石川県消費生活支援センター
	(独)住宅金融支援機構北陸支店	

▼ 相談体制強化のイメージ



4)その他

耐震改修工事の際に悪徳業者から住民を守るために、建設業協会と連携を図り、住民が安心して施工業者を選定できるような相談体制づくりをさらに強化していきます。

3-4 耐震化の啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化へ向けて補助制度を設け、相談体制を強化しても所有者の耐震改修への意識が向上しなければ耐震化は促進されません。市は、引き続き所有者へ向けて耐震化に関する啓発及び知識の普及活動を行っていきます。

1) 啓発普及の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまな手法を利用して啓発普及を行っていきます。また、耐震改修を行う建築関連事業者に向けても、随時、新しい情報を提供していきます。

① 啓発普及用のパンフレット等の整備

(一財)日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、新たな耐震改修促進PRパンフレットを作成するなど、啓発普及に必要なパンフレット等を整備します。

▼ 誰でもできるわが家の耐震診断パンフレット

10の質問にしたがって、わずかな時間で住まいの耐震性を診断できる、いわば耐震化への入口です。住まいのどの部分が地震に対して弱いのかを知ることができます。

点数の合計	判定・今後の対策
10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8~9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ 一般財団法人日本建築防災協会のHP (<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>) より入手できます

(出典:(一財)日本建築防災協会)

② ホームページ、広報、ケーブルテレビ、えふえむ・エヌ・ワンの活用

市のホームページや広報を活用し、耐震化に関する情報を掲載します。また、ケーブルテレビやえふえむ・エヌ・ワンの活用も検討していきます。

③ 地域防災訓練

地域防災訓練を活用し、地震被害に関する事例、住宅・建築物の耐震化の重要性、地震時の総合的な安全対策、震災時の防災対応などについて啓発普及を行い地震に強いまちづくりの意識向上を図っていきます。

④ セミナーの開催

地域住民や建築事業者を対象にしたセミナーを開催し、耐震化に関連する正しい情報の提供を行っていきます。

⑤ 身近にできる地震対策

地震対策を実施したくても「費用負担が大きい」、「補助制度の対象外である」等の理由により、対策の実施に踏み切れない所有者もいます。市では身近にできる地震対策として防災ベッドや部分改修等の情報提供を行うとともに、支援策についても検討していきます。

▼身近にできる地震対策(PRの事例)

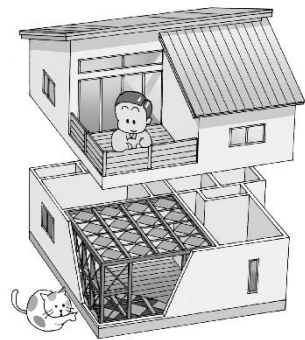
● 防災ベッド

就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッドがあります。



● 部分改修

既存住宅の1部屋の中に、鉄骨等によるフレームを組み込むことで、強い地震が来た場合に一時的に避難する場所を確保する方法（耐震シェルター）もあります。



● 耐震家具の例

テーブル等の天板が耐圧性に富み、その下に避難できるなど、耐震性に配慮した家具があります。



● 住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成12年施行)」で創設された制度で住宅(既存住宅を含む)の品質を第三者が一定の基準で評価し、結果を評価書として交付できる制度です。評価項目には、構造の安全性に関する事項もあり、住宅の安全性や性能を把握することもできます。

[詳細情報: 住まいの情報発信局 HP <http://www.sumai-info.jp/>]



建設住宅性能評価(既存住宅)用の
評価書に付すべきマーク